

令和2年度与謝野町における障害者就労施設等からの 物品等の調達推進を図るための方針

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針を定め、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）

エ 物品等の調達をあっせんし、又は障害者就労施設等と町との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けている者

オ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

キ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

ク 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

ケ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達推進方法

- (1) 全庁的に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各課等へこれらの情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

7 調達の目標

当該年度においては、前年度実績を目標とし、それを上回るように努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 方針の策定又は見直しを行ったときは、町広報等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度の終了後すみやかに概要を取りまとめ、町広報等により公表する。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、福祉課障害者福祉係とする。